

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第170号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者による市民、観光客等の消費拡大を図るための取組に対し、大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業グループ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合、同項第8号に規定する商店街振興組合及び3者以上の中小企業者（市内に事業所がある中小企業者が最低3者含まれていること。）で構成されるグループをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第1条に規定する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者による市民、観光客等の消費拡大を図るための取組であること。
- (2) 前号に規定する消費拡大に関し、目標数値を設定し、その実現を目指す事業であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底がなされた事業であること。
- (4) 公序良俗に反すると認められない事業であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業グループとする。

2 中小企業者は、補助対象者の一員となることができるのは、1の年度において、2回までとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象事業の実施回数は、1の年度において、1補助対象者につき1回までとする。

3 補助対象事業を中止した場合、かかった経費は補助対象経費としない。ただし、中止の理由が災害又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を原因にしたものである場合は、この限りでない。

(交付申請手続)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、大野市ががんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が第6条に掲げる書類の記載事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、大野市ががんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付変更申請書（様式第2号）をあらかじめ市長に届け出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、大野市ががんばる事業者グループ消費拡大事業完了実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者が補助金の支払を受けようとするときは、大野市ががんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額及び限度額 |
|--|------------------------------------|--|
| 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等 | 4分の3。ただし、値引き、景品の購入等にかかる経費については3分の2 | 中小企業グループのうち市内に事業所がある中小企業者の数に10万円を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 |

※広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費は、それぞれ補助対象経費の2分の1以内とする。

別紙 1 - 2 (第 6 条関係)

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業収支予算書

収入

(単位：円)

| | 金 額 | 摘 要 |
|------|-----|-----|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| 補助金 | | |
| 合 計 | | |

支出

(単位：円)

| 経費 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

※広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費は、それぞれ補助対象経費の2分の1以内とする。

年 月 日

大野市長 様

代表者

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業完了実績報告書

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業が完了したので、大野市補助金等交付規則第10条及び大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 補助の対象となる事業 事業名：
事業実施場所：
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付資料
 - (1) 収支決算書（別紙2-1）
 - (2) 申請時に掲げた目標数値の結果、実施事業の内容（開催期間、参加者数、良かった点や改善すべき点など）
 - (3) その他（経費の支払を証する書類等）

別紙 2 - 1 (第 8 条関係)

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業収支決算書

収入

(単位：円)

| | 金 額 | 摘 要 |
|------|-----|-----|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| 補助金 | | |
| 合 計 | | |

支出

(単位：円)

| 経費 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

※広告料及び値引き、景品の購入等にかかる経費は、それぞれ補助対象経費の2分の1以内とする。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

代表者

大野市がんばる事業者グループ消費拡大事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定の補助金について下記のとおり請求します。

記

- 1 補助の対象となる事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付請求額 円